# 契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No	. 案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> <u>(随意契約理由番号)</u>	WTO
1	消防救助艇「ゆめしま1号」 修繕	39:船舶·航空機·鉄 道	(株)ミズノマリン	2,385,326	令和4年7月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	随意契約理由書記載のとおり	
2	片袖机ほか13点(大阪市保健所)(その2)借入	165:その他賃貸	山王スペース&レンタ ル(株)	5,280,000	令和4年7月29日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
3	水上消防署不活性ガス消火設備修繕	59:消防・防災用品	エア・ウォーター防災 (株)	2,035,000	令和4年8月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
4	パルスオキシメーター 買入	27:医療用機器	(株) 三笑堂	25,850,000	令和4年8月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G22	
5	天王寺消防署不活性ガス消火設備修繕	59:消防・防災用品	ヤマトプロテック(株)	2,695,000	令和4年9月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	

# 1 案件名称 消防救助艇「ゆめしま1号」修繕

# 契約の相手方 株式会社ミズノマリン

# 3 随意契約理由

本船は、船舶火災や水難救助事案などの消防活動において市民の生命、身体及び財産を保護する上で重要な役割を果たしているものである。

大阪市内の河川及び海域で発生する船舶火災や水難救助事案の消防活動は多機能型消防艇「まいしま」、消防救助艇「ゆめしま1号」・「ゆめしま2号」の3艇で活動区域を定めている。

大阪市内の河川には多くの橋が架かっていることから、救助艇が災害現場まで向かうには多くの低橋梁下を航行しなくてはならない場合が多く、船自体が低い構造で機動力のある救助艇の果たす役割は大きい。

当該修繕は、機関の冷却装置の故障に伴うものであり、エンジン出力を上げることができず、航行できない状態となっている。

本船が航行できない場合、本船の活動区域を他船が出場することになるため、船舶火災や水難救助事案など消防活動に支障が生じ、市民の生命、身体及び財産を保護するうえで大きな影響を及ぼすおそれがあるため、早急に修繕を行う必要がある。

市場調査及び過去の実績等から、複数の業者に聞取りを実施した結果、受注可能業者は上記業者のみである。

よって、上記業者が今回の修繕に早急に対応できる唯一の業者であったため、上記業者と随意契約を行うものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号

#### 5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発)(電話番号 06-4393-6198)

#### 1 案件名称

片袖机ほか13点(大阪市保健所)(その2)借入

### 2 契約の相手方

山王スペース&レンタル株式会社

#### 3 随意契約理由

本案件は、大阪市中央卸売市場内の保健所執務室で職員が使用している片袖机ほか 13点(以下「什器」という。)を引き続き借入するためのものである。

大阪市保健所では、執務スペースとして中央卸売市場業務管理棟を執務室として 17 室確保し、執務室で使用するための什器借入を上記契約において行った。

上記借入契約が令和4年7月31日に契約期間満了となるが、体制の見直しにより執務室の4室を返還して、不要となる返還室の什器を搬出のうえ、8月1日以降も引き続き業務を行うことが決定した。大阪市中央卸売市場内の保健所執務室では、土日祝時間外を含めハーシス入力等の業務を行っており、職員が使用する什器は業務を実施するうえで欠かすことのできない重要なものである。什器の入れ替え・再配置は業務を中断する必要が生じることから、業務に大きな支障を生じさせ、ひいては市民生活に大きな影響を及ぼすこととなるため、途切れることなく什器を利用する必要がある。

入れ替えや再配置によって業務を中断させず、8月1日以降も借入ができる相手方は上記事業者以外にないため、上記事業者と随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

大阪市保健所管理課(電話番号 06-6647-0649)

# 1 案件名称

水上消防署不活性ガス消火設備修繕

# 2 契約の相手方

エア・ウォーター防災株式会社

## 3 随意契約理由

本修繕は、水上消防署における不活性ガス消火設備の部品取替え並びに試運 転調整を行うものである。

本設備は、上記業者が設計・施工したものであり、部品交換や機器の動作確認、機能保証を行うには機器の性能や構造を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他社の部品では互換性がないため、装置本体に取り付けられず当初の 性能が発揮できない。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせるため、上記 業者を指定する。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5 担当部署

消防局総務部施設課(電話番号 06-4393-6166)

- 1 案件名称 パルスオキシメーター 買入
- 契約の相手方 株式会社三笑堂
- 3 緊急随意契約理由

本市におけるパルスオキシメーターの導入については、新型コロナウイルス第3波での新規陽性者数の急増に伴い、自宅療養を余儀なくされる方々の中で病態の急変により重篤な状態となるケースが全国的に報告されたことから、令和3年2月より健康観察等を必要とする自宅療養者へ貸与しており、以後、今日まで対象範囲の拡充や感染者数の推移に適切に対応し、令和4年3月15日には、再拡大が懸念される第6波に向け、事前8,000個を追加で確保し、計32,000個を事前に準備しているところである。

本年7月以降、全国各地で新規感染者数が増加に転じ急速に拡大している。オミクロン株のBA.5系統は新規感染者数がより増加しやすいことが示唆されていることから、今後もBA.5系統への置き換わりが進むことにより、更なる新規感染者数の急激な増加継続が懸念されているところである。

現在の感染状況を踏まえ、試算したところ8月下旬には最大で5,000個の不足が生じ、当該製品を必要とする自宅療養者への貸与できない状況に陥る可能性が判明した。

国においては全国のコロナ感染者については増加傾向が続く可能性があることにも言及しており、引き続き予断を許さない状況となっている。

そのため早急に想定される不足数の追加確保を行うべきであるが、入札に付する 暇が無く、複数の業者で比較見積した結果、上記業者が一番安価であったため随意 契約を行うものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

#### 5 担当部署

大阪市保健所感染症対策課(電話番号 06-6485-7304)

# 1 案件名称

天王寺消防署不活性ガス消火設備修繕

# 2 契約の相手方

ヤマトプロテック株式会社

## 3 随意契約理由

本修繕は、天王寺消防署における不活性ガス消火設備の部品取替え並びに試運転調整を行うものである。

本設備は、上記業者が設計・施工したものであり、部品交換や機器の動作確認、機能保証を行うには機器の性能や構造を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他社の部品では互換性がないため、装置本体に取り付けられず当初の 性能が発揮できない。

よって、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせるため、上記 業者を指定する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5 担当部署

消防局総務部施設課(電話番号 06-4393-6166)